

平成 29 年度鳥羽市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成 30 年 1 月 26 日制定

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めることにより、障害者就労施設等において就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

1 適用範囲

この調達方針は、本市が発注する物品等の調達に適用する。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく次に掲げる施設等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A 型又は B 型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター

3 調達する品目の種類

特に分野を限定することなく、調達可能な物品等とする。

4 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

平成 29 年度の目標額は、6,245 千円とする。（平成 28 年度実績 5,947 千円）

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を組織全体で共有し、各部署は、発注可能な物品等を検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障害者就労施設等から調達する。
- (2) 調達にあたっては、可能な限り計画的なものとし、障害者就労施設等に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

毎年度の調達目標額の設定を含む、調達方針の見直しを行ったときは、市ホームページ等により公表する。この調達方針に基づき調達した物品等の調達実績については、翌年度の 5 月末までに概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉課高齢・障害係とする。